

ご依頼にあたっての注意事項

東京都世田谷区北沢 2-10-15-412
三谷司法書士事務所

1 すべての借入金を明らかにして申告して下さい。

- ① サラ金・クレジット・銀行・信用金庫だけでなく、勤め先や友人・親族からの借入れ、税金・公共料金、家賃などの滞納も忘れないで申告して下さい。
- ② 借入れの一部を隠してそのまま返済を続けると、今後の手続に影響しますので、注意して下さい。もし返済を続けなければならない個別の事情があれば、司法書士に相談して下さい。

2 当事務所との連絡、必要書類の提出について

- ① 当事務所からの連絡方法は、原則として電話で行います。事務所の電話番号を登録するなどして、常に連絡が取れるようにしておいて下さい。
1ヶ月以上連絡が取れない場合は、業務遂行が困難と判断して、辞任せざるを得ないこととなります。
- ② 当事務所から連絡がない場合でも、当事務所へのご連絡はできる限り途絶えないように心掛けてください。1か月に1度を目安にご連絡下さい。進捗状況の報告等をさせていただきます。
- ③ 債務整理を開始した後、任意整理の場合でも、手続きを進めるために必要な書類の提出をお願いしています。ご提出にご協力下さい。

3 業者との徹底交渉、訴訟提起について

- ① 分割返済の和解交渉で、経過利息、将来利息を請求してくる業者が増えてきています。
当事務所は、債務者に不利益な和解をしないために徹底交渉し、原則として利息を付さない和解をするようにしております。
- ② 過払い金の返還請求の交渉においても、意味もなく大幅な減額交渉をしてくる業者が増えてきています。
当事務所は、債務者に不利益な和解をしないために、和解交渉をする余地がない場合は、訴訟提起して、その後、裁判上または裁判外で交渉しております。
それでも、大幅な減額を譲らない業者に対しては、判決を求めていきます。
- ③ ①、②の徹底交渉や訴訟提起によって、残債務の返済開始や過払い金の返還までに、時間を要する場合があります。個別の事情で早期解決を希望する場合は、あらかじめ申し出て下さい。

4 司法書士の代理権の範囲、本人訴訟支援について

- ① 過払い金の返還請求をする場合、司法書士の代理権の範囲は、業者1社につき、元金 140 万円に制限されます。140 万円を超える場合は、本人訴訟支援として、裁判所提出書類の作成者、送達受取人、裁判所に出廷する本人の同行者として業務を行い解決しております。
- ② また、訴訟を行い、判決を得た後に、相手方から控訴される場合もあります。控訴審では、司法書士に代理権はありませんが、控訴審でも、裁判所提出書類の作成者、送達受取人、裁判所に出廷する本人の同行者として業務を行い解決しております。

5 信用情報機関の登録について

債務整理を開始することで、信用情報機関(通称ブラックリスト)に、「債務整理」が登録されます。
但し、引直し計算をして過払い金が発生している場合は、過払い金の返還により、登録は削除されることになり、情報は残りません。